

八王子市教育委員会 殿

学 校 名 八王子市立高倉小学校

校 長 名 山 口 恵 久 印

平成20年度教育課程について(届)

このことについて、八王子市立学校の管理運営に関する規則に基づき、下記のとおりお届けします。

記

1 教 育 目 標

(1) 学校の教育目標

東京都教育委員会及び八王子市教育委員会の教育目標を踏まえ、これからの時代を生きる、主体的で心豊かな人間の育成を目指す。そのためには、生きとし生けるものを愛する心情を養い、自己の人生を豊かにする知性・感性・徳性を身につけ地球的視野から諸問題を考え、共に生きていることを『喜び合える子』の育成をめざし次の具体目標を設定する。

元気に遊ぶ
本気で学ぶ
正しく生きる

重点目標

本気で学ぶ に重点を置き、児童一人一人が意欲をもって学び、よく考え、よりよく成長しようとする力の育成に努める。

(2) 学校の教育目標を達成するための基本方針

1 進んで学習する児童を育成するために

- (1) 柔軟かつダイナミックな指導体制をつくり、基礎的・基本的な学習内容の的確な定着を図ると共に、少人数学習集団による指導及び個に応じた指導の充実を図る。
- (2) 自然体験活動を重視し、生きていることの素晴らしさや自然の摂理の美しさ、不思議さを実感させ、生命への畏敬の心情と科学的思考の素地を養う。
- (3) 外国の人や文化に触れる学習を実践し、広く世界に目を開かせ国際理解と協調の精神を養う。

2 健康に関心をもち、自ら体を鍛える児童を育成するために

- (1) 健康教育や食育を推進し、自己の健康維持や増進への関心を高め、進んで心と体の健康づくりを実践する態度や能力を育てる。
- (2) 児童の発達段階に即した体力づくりを計画的に推進し、児童自ら体を鍛えようとする意欲を育てる。

3 心豊かな児童を育成するために

- (1) 社会生活の基本ルールを身に付けさせ、認め合い共に学び合う協力活動を大切にし、お互いを思いやる心を培い、いじめをなくし、人権尊重の精神を養う。
- (2) 豊かな社会体験活動を通して自分を大切に、個性の伸長を図り、自己実現を目指すと同時に、特別支援教育を充実し、障害のある児童の能力を最大限に伸長させ共に伸びようとする態度を育成する。

4 地域社会との協働による教育推進のために

- (1) 地域・保護者との連携を一層密にし、教育支援人材バンクの積極的活用を図るなかで、地域の伝統や文化を愛する心と社会帰属意識を培う。
- (2) 学校評議員会や学校評価アンケートなどを活用し、外部の意見を取り入れ、児童、保護者、地域の願いに応える教育活動を推進する。

2 指導の重点

(1) 各教科、道徳、特別活動等

ア 各教科

加配教員を活用し、少人数学習集団による算数の指導において、評価と指導の一体化を推進し、個に応じた細やかな指導を充実させ、確かな学力の向上を図る。

市や都の学力調査等の結果を踏まえた授業改善推進プランを有効に活用し、児童が自ら課題意識をもち、判断し、解決を図る学習を通して、思考力や判断力、表現力を養う。

イ 道徳

全教育活動を通して、人間らしい温かい心を育て、生活習慣や文化の異なる人、心身に障害のある人など互いの人格を尊重しながら共に生きていこうとする態度を養う。

道徳の時間の充実、心のノートの活用を図り、道徳的価値の認識を深め、また、道徳授業地区公開講座を開催し、地域と共に優れた道徳的判断に基づく実践的態度を育成する。

ウ 特別活動

運動会や学芸会等の学校行事、学級活動を通して、集団の一員としての自覚を深め、協力して活動していく喜びや達成感を味わわせ、自主的・実践的態度を育てる。

「高倉遊園地」や「縦割り球技大会」等の異年齢集団による活動の充実を図り、自他の個性のよさを発見させ、年長の子を慕う心、年少の子を慈しむ心を養うと共に、併せて自尊感情を育成する。

エ 総合的な学習の時間

自然体験活動や食料生産活動のなかで、人間として豊かに生きていく力の基盤となる、感動する心、思いやる心、探究心などのみずみずしい感性を養う。

次の指導要領改定の試行と位置づけた「英語活動」を、5・6年において週1時間実施し、国際理解を図ると共に、コミュニケーション能力をはぐくむ。

学び方やものの考え方を身に付け、探求活動に主体的、創造的に取り組むなかで自己の生き方について考える態度を養う。

(2) 特色のある教育活動

「伝統音楽体験の太鼓」や「昔遊び体験」を地域人材ボランティアが参画し、計画的に指導することにより、体験活動の充実を図り、児童の興味、関心を高め、豊かな感性をはぐくむ。

食育やブラッシング指導等の健康教育の指導を通して、自己の健康についての理解を深め、心と体の健康づくりを推進する。

「なわとび週間」や「マラソンタイム」を計画し、自ら体を鍛える習慣を身に付けさせ、体力の向上を図る。

特別支援学級と通常の学級がふれあう活動や様々な人々との交流教育を推進し、児童が自己の将来を明るく捉え、励む心を養うと共に人間関係を豊かに結び合う力の向上を図る。

(3) 生活指導・進路指導

ア 生活指導

集団生活に必要な基本的な生活習慣を身に付けさせると共に、児童が主体的に判断し、自らよりよい生活を創り出す能力を育てる。

セーフティ教室等の安全指導を充実し、児童自らの安全に対する意識を高めさせ判断力を養う。

個票システム、教育相談の組織や関係機関を活用し、児童への個別指導を充実すると共に、義務教育9年間を見通して家庭、地域と連携を深める中で児童の健全育成を図る。

イ 進路指導

児童の個性を育てると共に、自分自身のよさや大切さに気づかせ、将来に向けて明るい希望をもって努力しようとする態度を育てる。

発達段階に応じて、自己決定の場を多く与え、自らの判断と責任で行動できる能力を育てると共に、小・中連携の活動を通して、自己の進級・進学に対する意欲をもたせる。